

木造住宅耐震補助事業の オンライン事前申込のご案内！

おじいちゃん
おばあちゃん のお家
大丈夫かな？



昭和 56 年 5 月以前に建てられた木造住宅が対象となりますので、
ご実家の耐震性に心配がある方など、
建物の所有者に代わって、誰でも事前申込ができます。

事前申込はこちら▶



※注意事項

住宅の所有者と連絡をとり、耐震診断事業について説明を行いますので、
事前にご相談のうえ申込を行うようお願いいたします。

※制度の詳細については、裏面をご覧ください。

11 住み続けられる
まちづくりを



【対象となる木造住宅】

- ①昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての木造住宅
(※枠組壁工法(2×4工法等)、丸太組構法、大臣等の特別な認定を得た工法のもものは対象外)
- ②階数が2階以下で、延べ床面積が500㎡以下のもの
- ③次の用途の住宅
 - ・専用住宅(※共同住宅及び長屋住宅は対象外)
 - ・併用住宅(延べ床面積の過半が、住宅の用途に供されているもの)

【④. 松山市木造住宅耐震診断事業(補助制度)】

○対象者	対象となる木造住宅の所有者(申込時に「建物の登記簿謄本」等にて確認)
○対象となる耐震診断	「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」又は一般財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法に規定する一般診断法及び精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)に基づき実施する「耐震診断」
○補助金の額	補助対象経費の3分の1+2万円、限度額4万円(※補助対象経費の額以内)

【⑤. 松山市木造住宅耐震診断事業(派遣制度)】

○対象者	対象となる木造住宅の所有者(申込時に「建物の登記簿謄本」等にて確認)
○概要	「愛媛県建築士会木造住宅耐震診断技術者派遣名簿」に登載された耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行います。
○自己負担額(評価手数料)	①愛媛県建築物耐震評価委員会 : 3,000円 (約2か月に1度受付)
	②株式会社愛媛建築住宅センター : 9,900円 (随時受付)

【⑥. 松山市木造住宅耐震改修等補助事業】

○対象者	①対象となる木造住宅の所有者(申込時に「建物の登記簿謄本」等にて確認) ②市税等を滞納していない者(申込時に「完納証明書」にて確認)
○対象となる木造住宅	①松山市木造住宅耐震診断事業による耐震診断を実施して評価を受けた結果、補強が必要(上部構造評点が1.0未満)と判断された住宅。 ②既存住宅に、明らかな法令違反がないもの。
○対象となる耐震改修工事	①地震に対して安全な構造(上部構造評点が1.0以上)となる耐震改修工事。 ②「松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱」に基づき実施する耐震改修工事。 ③改修設計者及び工事監理者は「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所とする。 ④耐震改修工事業者は、「愛媛県木造住宅耐震改修事業者」の登録及び建設業法第3条第1項に規定する許可(建築)を受け、リフォーム瑕疵保険に加入可能な市内に事務所を置く業者とする。
○補助金の額	●耐震改修工事費: 補助対象経費の80%、限度額100万円

※補助対象経費に消費税及び地方消費税の額を含めることはできません。

※耐震改修工事については、補助金の全部または一部を耐震改修工事業者が直接受け取ることできる「代理受領制度」を利用できます。

※耐震改修工事については、「わが家のリフォーム応援事業」(松山市住宅課)と併用可能です。

【申込方法等】

- ・耐震診断・改修を希望される方は、市役所本庁9階の建築指導課窓口で、事前相談を受け付けます。相談の際に、補助の対象となるかどうかを確認いたしますので、「建物の登記簿謄本」または「建築確認通知書」をご持参下さい。
- ・耐震診断の派遣制度については、上記の書類をご持参いただくと、その場でお申込みが出来ます。
- ・各申請書は窓口で配布、または松山市ホームページにて公開していますのでご確認ください。

【問合せ先】松山市都市整備部建築指導課 監察・防災担当 ☎948-6512 FAX934-0640